

## 株式会社ＪＦＲオンラインに対する勧告等について

平成２８年１１月１１日  
公正取引委員会

公正取引委員会は、株式会社ＪＦＲオンライン（以下「ＪＦＲオンライン」という。）に対し調査を行ってきたところ、下請代金支払遅延等防止法（以下「下請法」という。）第４条第１項第３号（下請代金の減額の禁止）、同項第４号（返品禁止）及び同条第２項第３号（不当な経済上の利益の提供要請の禁止）の規定に違反する行為が認められたので、本日、下請法第７条第２項及び第３項の規定に基づき、同社に対し勧告を行った。

また、下請法第３条（書面の交付義務）及び同法第４条第１項第２号（下請代金の支払遅延の禁止）の規定に違反する事実が認められたので、本日、ＪＦＲオンラインに対し指導を行った。

### １ 違反行為者の概要

|       |                                                 |
|-------|-------------------------------------------------|
| 法人番号  | １１２０００１０８３６１８                                   |
| 名称    | 株式会社ＪＦＲオンライン                                    |
| 所在地   | 大阪府中央区心斎橋筋一丁目７番１号<br>（本社事務所：大阪府住之江区南港南二丁目４番４３号） |
| 代表者   | 代表取締役 林 研一                                      |
| 事業の概要 | 衣料品等の小売業（通信販売業）                                 |
| 資本金   | １億円                                             |

### ２ 違反事実の概要

- (1) ＪＦＲオンラインは、自社が消費者に販売する衣料品の製造を資本金の額が１０００万円以下の法人たる事業者へ委託している（これらの事業者を以下「下請事業者」という。）。
- (2)ア ＪＦＲオンラインは、次の(7)又は(4)の行為により、下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに、下請代金の額を減じていた。減額した金額は、総額９２３万９４４円である（下請事業者９名）。
- (7) ＪＦＲオンラインは、平成２６年７月から平成２７年１２月までの間、「買先負担額」を下請代金の額から差し引いていた。
- (4) ＪＦＲオンラインは、平成２６年１２月又は平成２７年５月、「媒体製作費協賛金」を下請代金の額から差し引いていた。

|        |                                                                                                     |
|--------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 問い合わせ先 | 公正取引委員会事務総局近畿中国四国事務所下請課<br>電話 ０６－６９４１－２１７６（直通）<br>公正取引委員会事務総局経済取引局取引部下請取引調査室<br>電話 ０３－３５８１－３３７４（直通） |
| ホームページ | <a href="http://www.jftc.go.jp/">http://www.jftc.go.jp/</a>                                         |

イ JFRオンラインは、下請事業者から商品を受領した後、平成26年6月から平成27年12月までの間、注文受付期間の終了を理由として、下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに、当該商品を引き取らせていた。また、下請事業者に返品に係る送料等を負担させていた。返品した商品の下請代金相当額は、総額3億3313万138円である（下請事業者13名）。

ウ JFRオンラインは、平成26年7月から平成27年12月までの間、消費者から返品された自社商品を再包装等するための費用として「商品リユース代」を提供させることにより、下請事業者の利益を不当に害していた。提供させた金額は、総額39万132円である（下請事業者13名）。

(3) 本件について、JFRオンラインは、下請事業者に対し、次の対応を採っている。

ア 前記(2)アの行為について、平成28年2月から同年7月までの間に、減額した金額を支払った。

イ 前記(2)イの行為について、平成26年7月から平成28年10月までの間に、返品した商品を再び引き取るなどして、その下請代金相当額等を支払った。

ウ 前記(2)ウの行為について、平成28年2月から同年10月までの間に、提供させた金額を支払った。

### 3 勧告の概要

(1) JFRオンラインは、次の事項を取締役会の決議により確認すること。

ア 前記2(2)アの行為が下請法第4条第1項第3号の規定に違反するものであること。

イ 前記2(2)イの行為が下請法第4条第1項第4号の規定に違反するものであること。

ウ 前記2(2)ウの行為が下請法第4条第2項第3号の規定に違反するものであること。

エ 今後、前記各号の規定に違反する行為を行わないこと。

(2) JFRオンラインは、今後、下請法第4条第1項第3号及び第4号並びに同条第2項第3号の規定に違反する行為を行うことがないよう、自社の発注担当者に対する下請法の研修を行うなど社内体制の整備のために必要な措置を講じること。

(3) JFRオンラインは、次の事項を自社の役員及び従業員に周知徹底すること。

ア 前記(1)及び(2)に基づいて採った措置の内容

イ 前記2(3)の対応を採ったこと。

- (4) J F Rオンラインは、次の事項を取引先下請事業者に通知すること。  
ア 前記(1)から(3)までに基づいて採った措置の内容  
イ 前記 2 (3)の対応を採ったこと。
- (5) J F Rオンラインは、前記(1)から(4)までに基づいて採った措置について、速やかに公正取引委員会に報告すること。

#### 4 指導の概要等

##### (1) 違反事実の概要

ア J F Rオンラインは、下請事業者に対し製造委託をした場合に交付する発注書面に、必要記載事項の一部である下請事業者の給付の内容（発注数量）等を記載していなかった。

イ J F Rオンラインは、前記 2 (2)イの返品を行うことに備え、あらかじめ定められた下請代金の支払期日において、下請代金の一部の支払を留保していたため、支払遅延が生じていた。

なお、J F Rオンラインは、平成 2 8 年 2 月までに下請代金の支払を留保することをやめ支払遅延を解消し、下請事業者に対し、遅延利息を支払っている。

##### (2) 指導の概要

今後、前記(1)と同様の行為を行わないこと。

# (株) J F R オンライン【親事業者】 (衣料品等の小売業)

【下請取引の内容】 消費者に通信販売する衣料品の製造委託

【違反行為の内容】

- ①「買先負担額」等として  
総額約 9 2 3 万円を下請代金の額から減額した \* 1
- ②注文受付期間の終了を理由として  
総額約 3 億 3 3 1 3 万円の商品を下請事業者へ返品した \* 2
- ③「商品リユース代」として  
総額約 3 9 万円を自己のために提供させた \* 3

※ J F R オンラインは、下請事業者に対し、減額した総額及び提供させた総額を返還し、返品した商品を再び引き取る等している



## 公正取引委員会 による勧告の内容

- 次の事項を取締役会の決議で確認すること
    - ・ 今後、減額を行わないこと
    - ・ 今後、返品を行わないこと
    - ・ 今後、不当な経済上の利益を提供させないこと
  - 下請法の遵守体制を整備すること
- など

下請事業者（13名）

### \* 1 下請代金の減額

下請法は、下請事業者が責任がないのに、発注時に定められた金額から一定額を減じて支払うこと等を全面的に禁止している。値引き、協賛金、歩引き等の名目、方法、金額の多少を問わず、また、下請事業者との合意があっても、下請法違反となる。

### \* 2 返品

下請法は、下請事業者が責任がないのに、発注した物品等を受領後に返品することを禁止している。受入検査を行っていないのに不良品が見つかったとして返品することや、直ちに発見できない瑕疵であっても受領後6か月を超えて返品することは禁止されている。

### \* 3 不当な経済上の利益の提供要請

下請法は、親事業者が自社のために、下請事業者が金銭や役務、その他の経済上の利益を提供させ、下請事業者の利益を不当に害することを禁止している。

### <その他の違反行為>

- 発注書面における発注数量などの記載不備
- 支払遅延



### 指導の内容

今後、同様の行為を行わないこと  
※ J F R オンラインは、支払遅延を解消し、遅延利息を支払っている

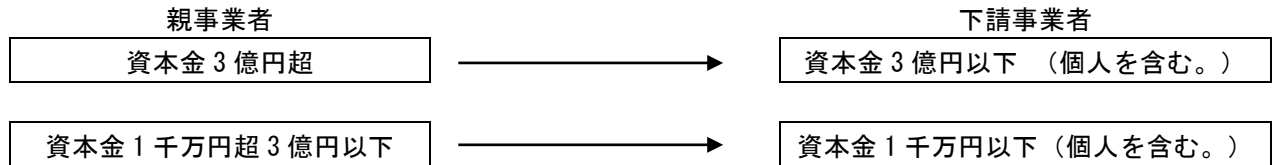
## 2 下請法の概要

### ○ 目的（第1条）

下請取引の公正化・下請事業者の利益保護

### ○ 親事業者、下請事業者の定義（第2条第1項～第8項）

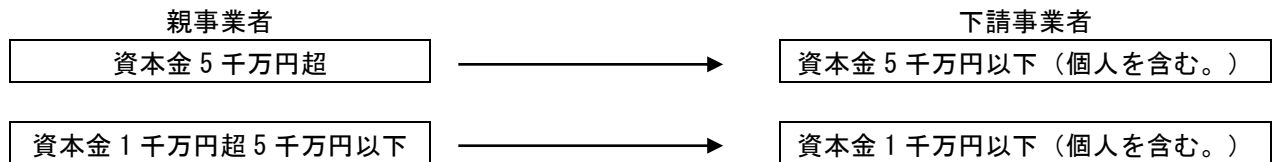
#### a. 物品の製造・修理委託及び政令で定める情報成果物作成・役務提供委託



※ 政令で定める情報成果物作成委託…プログラム

政令で定める役務提供委託…運送，物品の倉庫における保管，情報処理

#### b. 情報成果物作成・役務提供委託（政令で定めるものを除く。）



### ○ 親事業者の義務（第2条の2，第3条，第4条の2，第5条）及び禁止事項（第4条第1項，第2項）

#### a. 義務

- (7) 書面の交付義務（第3条）
- (イ) 書類の作成・保存義務（第5条）
- (ウ) 下請代金の支払期日を定める義務（第2条の2）
- (エ) 遅延利息の支払義務（第4条の2）

#### b. 禁止事項

- (7) 受領拒否の禁止（第4条第1項第1号）
- (イ) 下請代金の支払遅延の禁止（第4条第1項第2号）
- (ウ) 下請代金の減額の禁止（第4条第1項第3号）
- (エ) 返品の禁止（第4条第1項第4号）
- (オ) 買いたたきの禁止（第4条第1項第5号）
- (カ) 購入・利用強制の禁止（第4条第1項第6号）
- (キ) 報復措置の禁止（第4条第1項第7号）
- (ク) 有償支給原材料等の対価の早期決済の禁止（第4条第2項第1号）
- (ケ) 割引困難な手形の交付の禁止（第4条第2項第2号）
- (コ) 不当な経済上の利益の提供要請の禁止（第4条第2項第3号）
- (セ) 不当な給付内容の変更・やり直しの禁止（第4条第2項第4号）

### 3 参照条文

#### ○ 下請代金支払遅延等防止法（抄）

（昭和三十一年法律第二百十号）

##### （定義）

第二条 この法律で「製造委託」とは、事業者が業として行う販売若しくは業として請け負う製造（加工を含む。以下同じ。）の目的物たる物品若しくはその半製品、部品、附属品若しくは原材料若しくはこれらの製造に用いる金型又は業として行う物品の修理に必要な部品若しくは原材料の製造を他の事業者に委託すること及び事業者がその使用し又は消費する物品の製造を業として行う場合にその物品若しくはその半製品、部品、附属品若しくは原材料又はこれらの製造に用いる金型の製造を他の事業者に委託することをいう。

2～6 （略）

7 この法律で「親事業者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

一 （略）

二 資本金の額又は出資の総額が千万円を超え三億円以下の法人たる事業者（政府契約の支払遅延防止等に関する法律第十四条に規定する者を除く。）であつて、個人又は資本金の額若しくは出資の総額が千万円以下の法人たる事業者に対し製造委託等をするもの

三～四 （略）

8 この法律で「下請事業者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

一 （略）

二 個人又は資本金の額若しくは出資の総額が千万円以下の法人たる事業者であつて、前項第二号に規定する親事業者から製造委託等を受けるもの

三～四 （略）

9 （略）

10 この法律で「下請代金」とは、親事業者が製造委託等をした場合に下請事業者の給付（役務提供委託をした場合にあつては、役務の提供。以下同じ。）に対し支払うべき代金をいう。

##### （下請代金の支払期日）

第二条の二 下請代金の支払期日は、親事業者が下請事業者の給付の内容について検査をするかどうかを問わず、親事業者が下請事業者の給付を受領した日（役務提供委託の場合は、下請事業者がその委託を受けた役務の提供をした日。次項において同じ。）から起算して、六十日の期間内において、かつ、できる限り短い期間内において、定められなければならない。

2 下請代金の支払期日が定められなかつたときは親事業者が下請事業者の給付を受領した日が、前項の規定に違反して下請代金の支払期日が定められたときは親事業者が下請事業者の給付を受領した日から起算して六十日を経過した日の前日が下請代金の支払期日と定められたものとみなす。

##### （書面の交付等）

第三条 親事業者は、下請事業者に対し製造委託等をした場合は、直ちに、公正取引委員会規則で定めるところにより下請事業者の給付の内容、下請代金の額、支払期日及び支払方法その他の事項を記載した書面を下請事業者に交付しなければならない。ただし、これらの事項のうちその内容が定められないことにつき正当な理由があるものについては、その記載を要しないものとし、この場合には、親事業者は、当該事項の内容が定められた後直ちに、当該事項を記載した書面を下請事業者に交付しなければならない。

## 2 (略)

### (親事業者の遵守事項)

第四条 親事業者は、下請事業者に対し製造委託等をした場合は、次の各号（役務提供委託をした場合にあつては、第一号及び第四号を除く。）に掲げる行為をしてはならない。

一 (略)

二 下請代金をその支払期日の経過後なお支払わないこと。

三 下請事業者の責に帰すべき理由がないのに、下請代金の額を減ずること。

四 下請事業者の責に帰すべき理由がないのに、下請事業者の給付を受領した後、下請事業者にその給付に係る物を引き取らせること。

五～七 (略)

2 親事業者は、下請事業者に対し製造委託等をした場合は、次の各号（役務提供委託をした場合にあつては、第一号を除く。）に掲げる行為をすることによつて、下請事業者の利益を不当に害してはならない。

一～二 (略)

三 自己のために金銭、役務その他の経済上の利益を提供させること。

四 (略)

### (遅延利息)

第四条の二 親事業者は、下請代金の支払期日までに下請代金を支払わなかつたときは、下請事業者に対し、下請事業者の給付を受領した日（役務提供委託の場合は、下請事業者がその委託を受けた役務の提供をした日）から起算して六十日を経過した日から支払をする日までの期間について、その日数に応じ、当該未払金額に公正取引委員会規則で定める率を乗じて得た金額を遅延利息として支払わなければならない。

### (勧告)

第七条 (略)

2 公正取引委員会は、親事業者が第四条第一項第三号から第六号までに掲げる行為をしたと認めるときは、その親事業者に対し、速やかにその減じた額を支払い、その下請事業者の給付に係る物を再び引き取り、その下請代金の額を引き上げ、又はその購入させた物を引き取るべきことその他必要な措置をとるべきことを勧告するものとする。

3 公正取引委員会は、親事業者について第四条第二項各号のいずれかに該当する事実があると認めるときは、その親事業者に対し、速やかにその下請事業者の利益を保護するため必要な措置をとるべきことを勧告するものとする。